

平成27年3月27日時点

高浜地域の緊急時対応 (全体版：案)

内閣府(原子力防災)
福井エリア地域原子力防災協議会

1. 高浜地域の概要 P.3
2. 緊急事態対応体制 P.7
3. PAZ圏内の施設敷地緊急事態における対応 P.18
4. PAZ圏内の全面緊急事態における対応 P.35
5. UPZ圏内における対応 P.52
6. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制 P.66
7. 緊急時「ニクリグ」の実施体制 P.80
8. 緊急被ばく医療の実施体制 P.90
9. 国の実動組織の支援体制 P.101

たかはま

1. 高浜地域の概要

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布（一般住民）

- PAZ圏内人口は8,806人(大浦半島の一部住民を含む)、UPZ圏内人口は170,682人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で179,488人。
- 滋賀県においては、高島市の一部がUPZ圏に含まれているが、山間部のため、対象エリアに居住する住民はいない。

関係市町名		PAZ圏内		UPZ圏内		合計	
		(概ね5km圏内) <small>おお 浦</small> (大浦半島の一部住民を含む)		(概ね5～30km圏内)			
福井県	<small>たかはま ちょう</small> 高浜町	8,165 人	3,109 世帯	2,778 人	1,067 世帯	10,943 人	4,176 世帯
	<small>おおい ちょう</small> おおい町			8,677 人	3,216 世帯	8,677 人	3,216 世帯
	<small>おばまし</small> 小浜市			30,763 人	11,832 世帯	30,763 人	11,832 世帯
	<small>わかさ ちょう</small> 若狭町			4,020 人	1,244 世帯	4,020 人	1,244 世帯
京都府	<small>まい づる し</small> 舞鶴市	641 人	231 世帯	86,326 人	40,039 世帯	86,967 人	40,270 世帯
	<small>あや べ し</small> 綾部市			9,041 人	4,284 世帯	9,041 人	4,284 世帯
	<small>なん たん し</small> 南丹市			4,024 人	1,767 世帯	4,024 人	1,767 世帯
	<small>きょうたんば ちょう</small> 京丹波町			3,334 人	1,371 世帯	3,334 人	1,371 世帯
	<small>ふくち やまし</small> 福知山市			525 人	219 世帯	525 人	219 世帯
	<small>みや づ し</small> 宮津市			19,654 人	8,719 世帯	19,654 人	8,719 世帯
	<small>いね ちょう</small> 伊根町			1,540 人	612 世帯	1,540 人	612 世帯
滋賀県	<small>たかしま し</small> 高島市(※)					0 人	0 世帯
合計		8,806 人	3,340 世帯	170,682 人	74,370 世帯	179,488 人	77,710 世帯

※ たかしま し 高島市の一部地域は原子力災害対策重点区域となっているが、対象地域に住民は居住していない

平成26年4月1日時点

昼間流入人口（就労者等）の状況

- 平成22年度国勢調査によれば、高浜町及び舞鶴市全体での他市町村からの昼間流入人口は、約6,000名／日。
- また、平成24年度経済センサス調査データによると、関西電力関連企業を中心に483事業所、約4,300人がPAZ圏内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

	他市町村からの流入人口(人)	他市町村への流出人口(人)	差引増△減(人)
高浜町 <small>たかはま ちょう</small>	1,988	2,254	△266
舞鶴市 <small>まいづる し</small>	4,156	4,881	△725

市町名	PAZ圏内対象地区	事業所数	従業員数(人)
高浜町 <small>たかはま ちょう</small>	青郷 <small>せい きょう</small>	111	929
	内浦 <small>うち うら</small>	54	1,461
	高浜 <small>たか はま</small> ※1	276	1,713
	合計	441	4,103

市町名	PAZ圏内対象地区※3	事業所数※4	従業員数(人)
舞鶴市 <small>まいづる し</small> ※2	松尾 <small>まつ お</small>	1	9
	田井 <small>た い</small>	6	70
	成生 <small>なり う</small>	1	20
	野原 <small>の はら</small>	34	105
	合計	42	204

※1 高浜地区に所在する事業所のうちPAZ圏内の事業所分のみ計上

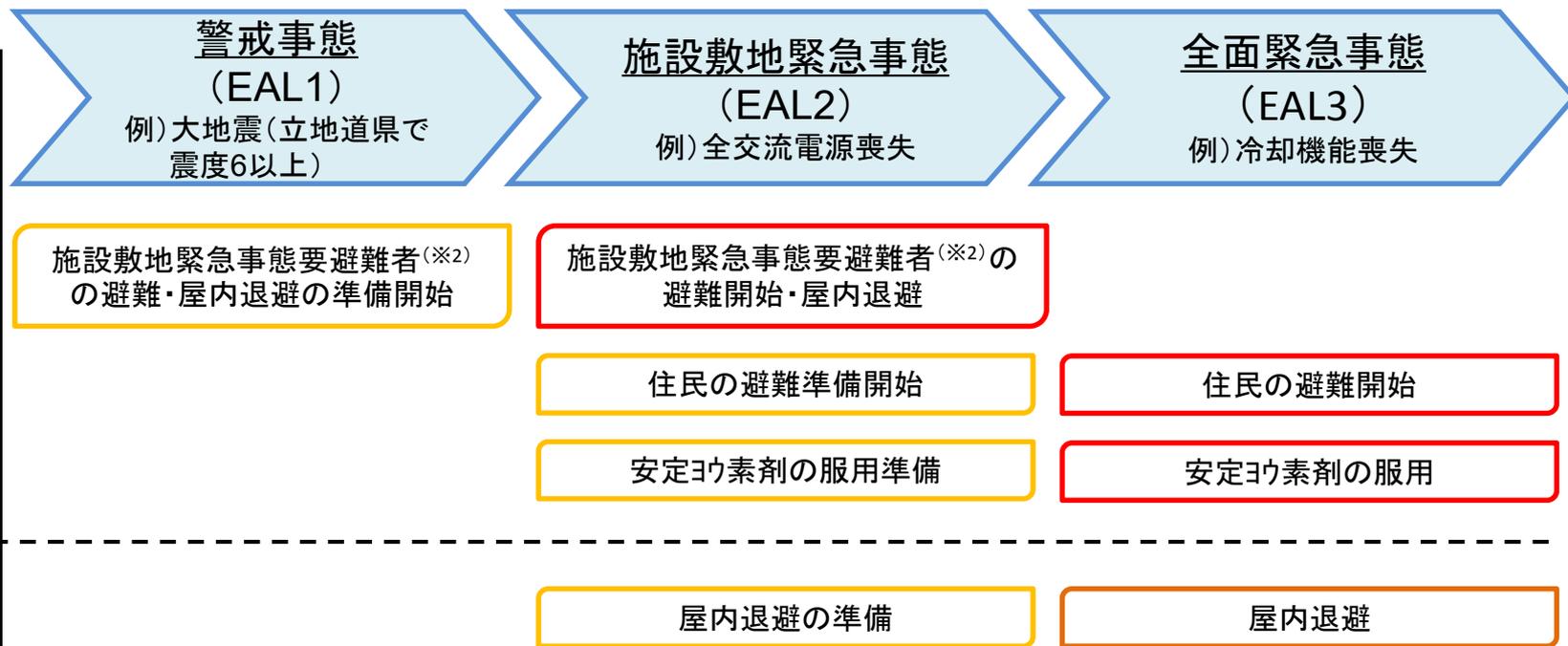
※2 舞鶴市の杉山地区・大山地区には事業所なし

※3 PAZ圏に準じた避難を行う地域も含む

※4 事業所は殆ど、民宿や地元の水産会社のため、従業員は殆ど地元住民

2. 緊急事態対応体制

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



(※1) EAL(Emergency Action Level): 緊急時活動レベル
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準

(※2) 避難行動に通常以上の時間を要し、かつ避難により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者

(※3) 事態の規模、時間的な推移に応じてUPZ圏内においても段階的に予防的防護措置を実施する場合あり。